

平成27年労第115号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC整骨院に採用され、柔道整復師として業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、オートバイによる通勤途上、交差点内で普通自動車と衝突して負傷し（以下「本件事故」という。）、同日、D病院に救急搬送され、「右膝蓋骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され、入院治療となった。その後、平成〇年〇月〇日にE病院に転医し、治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）併合第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 本件傷病の後遺障害として検討すべきものは、請求人及び請求代理人の主張等によれば、右膝関節の機能障害、同部の神経症状及び醜状障害であると認められる。

(2) 右膝関節の機能障害について、平成〇年〇月〇日付けE病院F医師の診断書及び同年〇月〇日付けG医師の関節運動測定表を見ると、請求人の膝関節の可動域は、患側（右膝）が健側（左膝）の可動域角度の3/4以下に制限されていないことから、決定書理由第2の2の（2）のイに説示のとおり、障害等級に該当しないものと判断する。

(3) 右膝部の神経症状について、請求代理人は自動車損害賠償責任保険で認定されている障害等級第12級の12と同等と判断されるべきであると主張している。この点、F医師は、上記診断書において「伸展時の痛み、階段などでの膝関節痛残存」と述べ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け「障害の程度」において「痛み、局部に神経症状残すもの。」と述べているところ、当審査会において、平成〇年〇月〇日当審査会受付のCT及びCR画像を読影したところ、骨折面の不整は認められるものの、神経症状について障害等級第12級に該当すると評価できるような他覚的な所見は認められなかった。したがって、当審査会としても、請求人の神経症状に係る障害等級は第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(4) 醜状障害について、G医師は、上記「障害の程度」において、創癒痕の大きさを「長さ16cm、巾2mm～1.5cm」と述べており、当審査会としても、決

定書理由第2の2の(2)のウに説示のとおり、障害等級第14級の4「下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの」に相当するものと判断する。

(5) 請求人には、上記(3)、(4)のとおり、系列を異にする2つの障害が残存していることから、これら2つを併合して、請求人に残存する障害の障害等級は併合第14級に該当すると認められる。

4 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。